

日本共産党の山本伸裕でございます。議員提出議案第一号、森林環境税（仮称）の早期創設を求める意見書に反対致します。

本意見書案は、市町村が継続的に森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税を早期に創設することを国に求める、そしてその際、この新たな税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県の役割や県の独自課税との関係を明確化するよう求める内容であります。

意見書案が強調している通り、森林が果たしている多面的機能は国民に様々な恩恵をもたらしております。これらの機能を十全に果たすために、間伐などの森林整備を着実に実施する必要があるということについては異論はありません。必要な財源を確保し、資源循環型の林業や木材産業の再生を図る取り組みが重要であります。問題は、その財源をどこに求めるのかという事であり、自民党・公明党が昨年12月に発表した平成29年度税制改正大綱をみると、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源にあてるため、個人住民税均等割りの枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得ると書かれてあります。国民に等しく負担を求めることを前提とした森林環境税の創設は賛同できません。

そもそも環境にかかわる分野では、環境破壊、環境汚染を引き起こす原因を発生させている汚染者に対し、その損害の費用を支払わせる、いわゆる汚染者負担の原則・PPPが一般に定着しております。森林の減少や化石燃料の使用増大による温室効果ガスの急増が地球温暖化の原因とされています。温室効果ガスを削減するためには、国内のCO₂総排出量の8割を占める産業界の取り組み、とりわけ電力、鉄鋼など大口排出者の対応が決定的なカギを握っております。平成24年から施行されている地球温暖化対策のための税は、CO₂排出量に応じた税率を課すというものでありますが、この税制度の拡充を図るとともに、その用途として森林吸収源対策を位置づけるようにすべきだと私は考えます。

日本共産党は、大企業のCO₂排出量削減目標達成のための補助手段として、二酸化炭素の排出量に着目した環境税の導入を提案しております。汚染者負担の原則に基づき、森林の整備・保全・再生のための財源を確保していくことが必要ではないでしょうか。

国土の三分の二が森林でおおわれている日本ですが、林業は衰退の一途をたどってきました。林業従事者は1980年代から比較しても三分の一にまで減少し、手入れがされず荒廃した森林が日本中に広がっています。

もともと日本の林業は戦後、建築用木材として国が主導してスギ・ヒノキの植林が進められるという、人

工林拡大政策が行われてきたわけではありますが、これらの木材が育つ前の 1964 年に木材輸入が自由化され、安価な外国産材が市場を席卷し、国産材は流通・加工などのコスト競争で後れを取り、外国産材が短納期、低価格で届くシステムが構築され、国産材の自給率は 15 年ほど前には 20%以下にまで落ち込みました。ただし近年は合板製造業で国産間伐材の利用が前進している事や外国産材の輸入量減少などにより 3 割程度まで回復しています。戦後植林され成長してきた木々は本格的に利用可能な樹齢に達しており、私は今こそ適切な森林整備と国産材の供給体制の確立、林業・木材産業の再建、林業労働者の確保や技術の継承など、我が国の森林・林業を再生するための施策に本腰を入れるべき時期が到来していると考えます。

意見書でも述べられておりますとおり、森林は木材供給という面はもとより、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止など多面的な機能を有しております。地方創生という言葉がいま強調されておりますが、林業の活性化は中山間地農業の振興と並び、山村の活性化、地域経済の活性化につながる重要なテーマであろうと考えます。

木が育つためには 30 年、50 年という長い年月が必要であり、林業政策というものは私たちの子どもや孫、さらにはそれに続く世代にどのような国土、どのような環境、どのような産業を残すのかという、すぐれて未来への責任が問われる分野であります。また地球温暖化対策も、人類の未来を守る喫緊の課題であります。日本は 1990 年比で温室効果ガスを 6%削減することを国際社会に約束、うち 3.8%が森林による二酸化炭素の吸収量で達成するという計画であります。汚染者負担の原則に則り、森林整備のための財源を確保することが最も効果的、かつ合理的であるという意見を表明して討論を終わります。

以上。